

ゴールデンウィーク中の対応について

4月・5月連休の当院の医療体制

日	月	火	水	木	金	土
						4月27日
						外来診療 (午前のみ)
4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日
外来診療 (午前のみ)	昭和の日 休診日	退位の日 外来診療 (午前・午後)	天皇の即位の日 休診日	休日 休診日	憲法記念日 休診日	みどりの日 休診日
5月5日	5月6日	4月27日(土)午前のみ、4月28日(日)午前のみ、 4月30日(火)午前・午後は、外来診療をおこないません。 5月7日(火)より通常外来になります				
こどもの日 休診日	振替休日 休診日					